

役員報酬規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第26条にもとづき、役員報酬に関する事項を定める。

(役員定義および適用)

第2条 この規則にいう役員とは、総代会において選任された理事および監事をいう。

(報酬支給額の決定)

第3条 役員報酬は、総代会が決定した役員報酬総額の範囲内で、各役員に就任するに際して定めるものとし、その支給額は、この規則にもとづき役員報酬検討委員会において審議の上、理事会で決定する。

2 常勤役員報酬等の決定については別に定める規則による。

(支給方法)

第4条 役員報酬は年額をもって定め、その12分の1の金額を毎月支給する。

2 役員報酬の支給については、当年7月より翌年6月までを1年とする。

3 役員が通常総代会以外で、就任または退任した場合は、就任期間の割合(月)に応じて支給するものとする。

(改廃)

第5条 この規則の改廃は、理事会において行う。

(施行)

第6条 この規則は2004年5月6日から実施するものとする。

2006年6月27日 改定

2016年3月15日 改定

2019年7月16日 改定

